

【重要】消費税改正対策セミナー

本年10月より消費税大改正
日本初の制度が始まる!!

軽減税率制度
導入直前!

消費税率引上げ 事業所の対応



軽減税率制度

経過措置

インボイス制度

消費税は10%と8%の複数税率に
リース・請負工事等の契約は経過措置に注意
トラブルを防ぐために制度を正しく理解しよう!

本年10月から消費税が改正され、「軽減税率」が適用となるため、お客様もお店も大混乱することが予想されます。また、前回同様、「経過措置」が設けられており、契約時期によっては納税額に大きな差が生じるため、正しい知識を身に付けることが大切です。さらに、新たに導入される「インボイス制度」は、免税事業所にも影響があります。

そこで、施行前に確認しておくべき改正の内容と事業所の対応策についてわかりやすく解説します。

講師

山崎税務会計事務所 代表
山崎 健氏

・税理士・宅建建物取引士
・AFP・労務管理士

日時 令和元年8月5日(月) 午後1時30分~4時30分

会場 コラッセふくしま 4階 多目的ホール

受講料 会 員 1名 4,000円 ※令和1年度無料受講券使用可
非会員 1名 6,000円 (テキスト代含む)

申込先 公益社団法人福島法人会

福島市三河南町 1-20 (コラッセふくしま 7F)
TEL. 536-1291

FAX. 525-2311

定員
100名
申込みは
お早めに

【振込口座】東邦銀行/本店
(普)23634

(振り込み手数料のご負担をお願いします)

「消費税率引上げ・事業所の対応」申込書

(会社業種:)

会社名		電話				
住所		FAX				
参加者	役職	参加者	役職			
無料受講券	名分を使用します	参加者	名分	円を	月	日銀行に振り込みました

※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。

すべての業種で知っておきたい!! 消費税率引上げ・事業所の対応

軽減税率制度

経過措置

インボイス制度

消費税率 8%と 10%になる前に確認必須

講座内容

I. 軽減税率制度の導入に伴う注意点

- ①対象品目と影響のある主な業種
- ②帳簿・請求書等の10%と8%の区分表示方法
- ③売上税額・仕入れ税額の計算の特例
- ④レジの導入やシステム改修等への補助制度

II. 消費税10%の経過措置

- ①経過措置の概要
- ②住宅等の請負工事に関する税率
- ③家賃・コピー機・重機・車両などのリース料は？
- ④契約更新や契約変更はいつの税率？ 他

III. インボイス制度(方式)の概要と注意点

- ①インボイスとは？ いつから導入される？
- ②適格請求書等保存方式とインボイス方式の概要
- ③導入された場合の免税事業者の注意点

IV. 消費税増税に伴う会社やお店の注意点

- ①もう“どんぶり勘定”ではやっていけない
- ②赤字だから関係ない！税務調査はより厳しく！
- ③適正に価格転嫁できるか？自腹になるか！

講師紹介

山崎税務会計事務所 代表 **山崎 健氏**

税理士・宅建建物取引士・AFP・労務管理士



1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。会計事務所勤務を経て、1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法人TOMA)に入社。税務・会計・経営・相続等の指導と共に、セミナー講師として活躍。副所長・法人部長を歴任し、2011年独立。企業経営をサポートする業務の傍ら、各種団体等のセミナー講師として活躍中。

- 既納受講料の返却は致しません。当日不参加の場合は、代理のご参加をお願いします。
- お申し込みの方には、改めて通知しませんので、時間厳守のうえご参加ください。
- コラッセふくしま駐車場(30分無料100台)はありますが、混み合いますので、お早目にお出かけ下さい。(※駐車料金をご負担下さい。)